

## 徴収猶予制度の適用を受けた申請者の皆様へ

申請にあたっては、添付書類の一つとして、法人にあつては納税証明書「その3の3」の写しを、個人事業主にあつては納税証明書「その3の2」の写しの提出をお願いしているところではありますが、徴収猶予制度の適用を受けられた方にあつては、下記のように対応していただくようお願いいたします。

### ●法人

- 「法人税」と「消費税及び地方消費税」の両方について徴収猶予を受けている場合  
→ 「納税猶予許可通知書」の写しを提出してください。
- 徴収猶予を受けている税目が一方の場合  
→ 「納税猶予許可通知書」の写しに加え、徴収猶予を受けていない税目の「納税証明書（その3）」の写しも提出してください。

### ●個人事業主

- 「申告所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」の両方について徴収猶予を受けている場合  
→ 「納税猶予許可通知書」の写しを提出してください。
- 徴収猶予を受けている税目が一方の場合  
→ 「納税猶予許可通知書」の写しに加え、徴収猶予を受けていない税目の「納税証明書（その3）」の写しも提出してください。